

2015年10月7日

日本共産党熊本県委員会

	委員長	日高伸哉
同	熊本地区委員会	
	委員長	重松孝文
同	北部地区委員会	
	委員長	濱元幸一郎
同	宇城地区委員会	
	委員長	上野哲夫
	熊本県議	山本 伸裕
	熊本市議	上野美恵子
		那須 円
		山部 洋史
	荒尾市議	北園 敏光
	玉名市議	前田 正治
	長洲町議	大森 秀久
	宇土市議	福田 慧一

諫早湾干拓地潮受け堤防の排水門開放に関し、国は福岡高裁の和解勧告を受け入れ、直ちに協議のテーブルにつくよう、熊本県からも強く要請を

福岡高裁第4民事部は5日、諫早湾干拓地潮受け堤防の排水門開放に関する民事訴訟控訴事件に関し、控訴人である国、及び被控訴人に対し、和解協議を勧告しました。平成22年12月、国に排水門の開放を命じる福岡高裁判決が確定しているにもかかわらず、今日に至るまで国・農水省は開門義務を履行していません。このことについて勧告では、「法治国家として看過することはできない」と厳しく批判。「そもそも控訴人が本件排水門を開放しても開放しなくても制裁金を支払わなければならないというのは、一般国民には到底理解しがたい事態であり、一刻も早く収束させる必要がある」と指摘しています。そして「紛争を抜本的かつ総合的に解決するには話し合いによる以外に最良の途はない」と結論付けています。

これまでも、裁判所は漁業者側と国側に話し合いを打診してきました。しかし国は頑としてこれを拒み続けてきました。開門をめぐるいくつかの訴訟で示された開門請求の棄却という、確定判決とは相反する判断を口実に「板挟み」状態を装い、あくまで開門義務に背き続けてきた国の欺瞞的姿勢は許されるものではありません。

「よみがえれ！有明訴訟弁護団」はこの間、もはや国は開門を避けようがないこと、漁業と農業、防災が両立しうる段階的開門による関係者の利害調整は可能であることなどを一貫して訴え続けています。国はこの指摘に真摯にこたえるべきではないでしょうか。

国・農水省は有明海漁民におそいかかっている長期にわたる深刻な被害に真摯に向き合わなければなりません。今回の和解勧告を無視することなど、決してあってはならない事であります。

知事におかれましては、国に対し、「速やかに和解勧告を受け入れ、協議のテーブルにつくべきである」と、強く要請されるよう求めるものです。

以上